

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての社員の働き方を見直し、特に女性社員が仕事と子育てを両立させることで継続就業者が増え、社員がその能力を十分に発揮できるようにする支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間

### 目標 1：育児支援制度の拡充

#### <対策>

- ・ 出産への備えとして産前休暇の適用範囲を拡大  
産前8週間（多胎妊娠の場合は産前16週間）から取得可
- ・ 配偶者の出産応援のための休暇  
配偶者出産立会い特別休暇→出産当日及び前後2週間以内で5日間（有給）
- ・ 社内イントラネットを通じて周知徹底を図る。

### 目標 2：所定外労働の削減のための措置を行う。

#### <対策>

- ・ 毎週水曜日の「ノー残業デー」を定着化する
- ・ 社内イントラネットを通じて周知徹底を図る

### 目標 3：全社員の年次有給休暇の平均取得率70%以上を継続する。

#### <対策>

- ・ 育児休暇復帰率の75%を目標とし、全社員の年次有給取得率の調査会議を定期的実施
- ・ 社内イントラネットを通じて周知徹底を図る

### 目標 4：妊娠・出産を機にやむを得ず退職した社員の再就職を支援する。

#### <対策>

- ・ 特別再雇用制度の広報をし、再就職支援につなげる